髙木良郎議員の市職員への不適切な言動に対する問責決議

議員は市民の負託を受けて、その立場にあり、二元代表制のもとに、市の代表機関を構成する。

議会は言論の府であり、議員の発言は自由であるという前提はあるが、それは決して「暴言や罵声」を許すものではない。小郡市議会会議規則第151条には「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあり、さらに小郡市政治倫理条例第2条第1項には、議員の責務として、「議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、市民の信頼に値する高い倫理性を持つとともに、市民に対し常に自らすすんでその高潔性を明らかにしなければならない。」と規定されている。併せて、同条例第4条には、「議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。」とし、その第1項第1号に「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」とある。

つまり、議員は品位を損なわないように自らの言動を律しなければならない。

ところが、髙木良郎議員は令和5年8月17日市庁舎内において、市職員に対し約1時間に渡り、幾度も大きな声で怒鳴り、「お前」と呼び捨てにし、なおかつ手に持つ資料を机に叩きつけるという威嚇行為を行った。その声は職場に響き渡り、その言動により職員は激しい恐怖に襲われた。さらに該当部署にいた複数の職員も聞いており、同様に恐怖を感じている。髙木良郎議員の行いは、職場の安寧を妨げる言語道断の行為と言わざるを得ない。

議会として髙木良郎議員から意見を聴取したが、本人は行為自体について認めたものの、その行為に至った経緯について弁明するだけであった。髙木良郎議員の言動は職員に対する不適切な行為であり、いかなる理由があろうとも容認することはできない。今回のことは議会の品位を著しく傷つけるものであり、議会の秩序を乱し、職員を追い込む行き過ぎた行為を我々議会として看過することはできない。

よって、ここに髙木良郎議員に対し、議員としての責務を再認識し、議員としての高い倫理観を持つとともに、猛省を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年9月22日

福岡県小郡市議会